



高齢者生活支援事業のお知らせ

町では新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰により生活に影響を受けている高齢者への経済的支援を行うため、高齢者生活支援助成金を支給いたします。

（支給対象者）

令和4年10月1日（基準日）において、町の住民基本台帳に記録されている者のうち65歳以上の者、又は令和5年3月31日までに65歳に到達する者。

（申請者）

助成金の申請者は、支給対象者の属する世帯主（ただし、当該世帯主が基準日以後に死亡した場合において、他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者）

（支給額）

支給対象者1人につき3千円とする。

（支給申請）

11月上旬に対象世帯へ申請書兼確認書を送付しますので、振込先口座等の確認をし、同封の返信用封筒により返信してください。

お問合せ先

東北町役場本庁舎町民課

電話 0176-56-3111

内線 151・154・156